

# 一般財団法人鹿児島県教職員互助組合運営規則



# 一般財団法人鹿児島県教職員互助組合運営規則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規則は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合（以下「法人」という。）定款（以下「定款」という。）第61条の規定によりこの組合の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 組 合 員

### (権利義務の発生及び組合員の範囲)

第2条 組合員としての権利義務は定款第55条第1項に該当する者が第1回の掛金を納入した月の初日から発生するものとする。

2 定款第55条第1項第3号の公立学校共済組合鹿児島支部の組合員の関係者で、評議員会において認められた者とは、市町村教委、知事部局、国の機関等、国立大学法人附属学校園及び他県への転出等教職員、並びに鹿教組・高教組の役職員及び学校給食会の役職員をいう。

3 定款第55条第1項の該当者で非常勤及び臨時的任用の者は、準組合員とし、第1項の規定にかかわらず職員となった日から準組合員としての権利義務が発生するものとする。

### (権利義務の消滅)

第3条 組合員は定款第55条第1項の組合員に該当しなくなった日の翌日に権利義務が消滅する。

### (権 利)

第4条 組合員は、次の各号に掲げる権利を有するものとする。

(1) この法人が行う給付又は貸付を受ける権利

(2) この法人の施設を利用する権利

2 第2条第2項に該当することになる組合員のうち、市町村教委、知事部局、国の機関等及び他県への転出等教職員は、第2条第1項の規定にかかわらず、第5条第2項の適用を受けた場合にはその期間中に生じた事由による前項第1号に定める権利を有しない。

3 第2条第3項に該当する組合員は、第1項第1号に定める権利を有しない。

#### **(義務)**

第5条 組合員は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 定款及びこの法人の規則等を遵守すること。
- (2) 掛金及び積立金を納入し、並びに貸付金を弁済すること。
- (3) 定款に定められた機関の決定に服すること。

2 第2条第2項に該当することになる組合員のうち、市町村教委、知事部局、国の機関等及び他県への転出等教職員は、本人の希望により、その期間中、前項第2号前段の掛金及び積立金納入の義務を免除する。

3 第2条第3項に該当する組合員は、第1項第2号に定める義務を免除する。

#### **(権利譲渡の禁止)**

第6条 組合員の権利は、他人に譲渡し又は担保に供することはできない。

### 第3章 理事、監事及び評議員の選任

#### **(理事の選任)**

第7条 定款第26条に規定する理事は、次の各号に掲げる者の中からそれぞれ当該各号に定める数の範囲内において評議員会が選任する。

- |   |    |
|---|----|
| (1) 小学校、中学校及び特別支援学校の職員                        | 6名 |
| (2) 高等学校の職員                                   | 3名 |
| (3) 教育委員会事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校<br>以外の教育機関の職員 | 4名 |
| (4) その他、相当と認める者                               | 3名 |

2 理事会は、理事候補者名簿を作成して評議員会に提出しなければならない。

#### **(常勤者の決定)**

第8条 理事会は、組合事務に常時勤務する理事を前条第1項第4号に規定する理事の中から決定することができる。

#### **(監事の選任)**

第9条 監事は、第7条第1項第1号から第4号までに掲げる職員の中からそれぞれ各1名を評議員会が選任する。

2 第7条第2項の規定は監事の選任について準用する。

#### **(補欠理事及び監事の選任)**

第10条 辞任、解任等により理事及び監事が欠けたときは、第7条第1項各号に定める欠けた理事及び監事の所属する職員の中から補欠の理事及び監事を

選任することができる。補欠の理事及び監事の選任については第7条の規定を準用する。

#### **(評議員の選任)**

第11条 評議員は、次の各号に掲げる職員の中から、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において評議員会が選任する。

- (1) 第7条第1項第1号 20名
- (2) 第7条第1項第2号 10名
- (3) 第7条第1項第3号 10名

2 第7条第2項の規定は評議員の選任について準用する。

### 第4章 会議の招集及び運営

#### **(評議員会の運営)**

第12条 評議員会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事会が必要と認めるときは臨時に招集することができる。

2 定款第21条第4項の招集の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

#### **(評議員会の招集)**

第13条 定款第22条第1項第3号の「法務省令で定める事項」とは、次に掲げる事項が評議員会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していないときは、その旨）とする。

- (1) 役員等の選任
- (2) 役員等の報酬等
- (3) 事業の全部の譲渡
- (4) 定款の変更
- (5) 合併

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

3 理事長は、定款第22条第2項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

- 4 前項の通知には、前1項前2項に掲げる事項を記載し、又は記録する。
- 5 評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
- 6 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨の書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

#### **(評議員会の決議)**

第13条の2 定款第24条第2項第4号の「その他法令で定められた事項」とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 役員等の責任の一部免除
- (2) 事業の全部譲渡
- (3) 解散した一般財団法人の継続
- (4) 合併契約の承認議決

#### **(評議員会の決議省略)**

第13条の3 理事が評議員の全員に対して評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置く。

#### **(評議員会への報告省略)**

第13条の4 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項の評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

#### **(説明義務)**

第13条の5 評議員が理事又は監事に対し、特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し、説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該評議員会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることによりこの法人その他の者の権利を侵害することとなる場合、その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。

#### **(評議員会の議事録)**

第13条の6 議事録は次の事項を記載する。

(1) 通常の評議員会

- ア 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事，監事，又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法）
- イ 議事の経過の要領及びその結果
- ウ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは，当該評議員の氏名
- エ 次の意見又は発言があるときは，その意見又は発言の内容の概要
  - (ア) 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
  - (イ) 監事を辞任した者が，辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
  - (ウ) 監事及び理事が評議員会に提出しようとする議案，書類等について調査の結果，法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて，評議員会に報告したとき
  - (エ) 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- オ 評議員会に出席した評議員，理事及び監事の氏名又は名称
- カ 評議員会の議長が存するときは，議長の氏名
- キ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(2) みなし評議員会

- ア 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- イ 上記1の事項を提案した理事の氏名
- ウ 評議員会の決議があったものとみなされた日
- エ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(3) 報告省略

- ア 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- イ 評議員会への報告があったものとみなされた日
- ウ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2 同条第1項の規定により作成した議事録は主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第13条の2の規定により作成した決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

**(理事会の招集)**

第14条 理事長は，理事会の日の1週間前までに会議の目的たる事項及びその内容並びに日時，場所を示した文書をもって各理事及び各監事あて通知しな

ければならない。

2 理事会の中に、事業財政検討委員会（以下「委員会」という。）を次のとおり設置することができる。

- (1) 委員会は、第7条第1項第1号から第3号の理事から各1名、専務理事、常務理事及び定款第56条第2項の事務局長をもって構成する。
- (2) 委員会は、必要に応じて開催することとし、この場合、検討内容及び結果については速やかに理事会に報告する。

#### **（理事会の決議省略）**

第14条の2 定款第36条第2項の法人法第96条の要件を満たしたときとは、理事がこの決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）とする。

#### **（理事会の報告省略）**

第14条の3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、代表理事及び業務執行理事による自己の職務の報告には適用しない。

#### **（理事会の議事録）**

第14条の4 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 通常 of 理事会

ア 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が、理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

イ 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨

(ア) 代表理事以外の理事の請求を受けた招集

(イ) 代表理事以外の請求をした理事の招集

(ウ) 監事の請求をうけた招集

(エ) 監事の招集

ウ 理事会の議事の経過や要領及びその結果

エ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名

オ 次の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

(ア) 次に掲げる取引をした理事が、当該取引後に行う、当該取引についての重要な事実の報告

(イ) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(ウ) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(エ) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

カ 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告

キ 監事の意見

ク 議事録署名人とされた代表理事以外の理事で、理事会に出席したものの氏名

ケ 議長の氏名

(2) みなし理事会

ア 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

イ 上記1の事項を提案した理事の氏名

ウ 理事会の決議があったものとみなされた日

エ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(3) 報告省略

ア 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

イ 理事会への報告を要しないものとされた日

ウ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

2 前項の議事録は、10年間主たる事務所に備え置かなければならない。定款第36条の規定により作成した決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

## 第5章 理事長の専決処分

(理事長の専決等)

第15条 理事長は、理事会の権限に属する事務について緊急やむを得ない事情が生じた場合は専決処分することができる。

- 2 理事長は、前項の規定により専決処分したときは、その旨を次の理事会に報告して、その同意を得なければならない。
- 3 理事会は、その権限に属する事務について理事長に委任し又は理事長をして専決させることができる。
- 4 理事長は、その権限に属する事務について専務理事に委任し、又は専決させることができる。

## 第6章 職 員

### (職 員)

第16条 重要な職員の任免は、理事長が理事会にはかっで行う。

- 2 職員は、上司の命を受けて事務に従事しなければならない。
- 3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、福利厚生等については、別に定める。

## 第7章 事 業

### (事業の種類)

第17条 この法人が定款第4条の規定により行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 教育文化の振興に関する事業
  - ア 講演会の開催及び教養講座の開設
  - イ 体育行事・研修旅行等の実施
  - ウ その他の必要な事業
- (2) 公益目的支出計画に関する事業
  - ア スクールコンサートの実施
  - イ その他の必要な事業
- (3) 組合員の福利厚生事業
  - ア 医療補助金等の給付及び退職生業資金（掛金預り金の還付）の給付
  - イ 組合員弔慰金等の給付及び積立金預り金の還付
  - ウ 資金の貸付
  - エ その他の必要な事業
- (4) 退職組合員の福利厚生事業
  - ア 医療補助金等の給付

- イ その他必要な事業
- (5) その他、この法人の目的達成のため必要な事業

## 第8章 組合員の給付及び貸付

### (組合員の給付及び貸付の条件)

第18条 給付及び貸付は、組合員の請求又は申込みによって行う。ただし、次の各号の一に該当する場合には給付又は貸付を行わないものとする。

- (1) 給付の請求及び貸付の申込みに虚偽があったとき
- (2) 掛金及び積立金納入並びに貸付金返済の義務を履行しないとき
- (3) その他、理事会において給付又は貸付が適当でないと認めたとき

### (権利の消滅)

第19条 給付は、その原因である事実が発生した日から3年以内に、貸付はその原因である事実が発生した日から1年以内に請求又は申込みをしなければならない。ただし、掛金預り金及び積立金預り金の還付については5年まで延長することができる。

### (請求権の主体及び順序)

第20条 給付の請求及び貸付の申込みは、組合員自ら行わなければならない。ただし、組合員が死亡した場合の給付についてはその遺族が行うことができる。

- 2 前項の遺族の順位は、原則として組合員であった者の配偶者、子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、葬儀費用を負担した者の順とする。ただし、組合員であった者が死亡前に特別の意志を表示したときはこの限りでない。

## 第9章 掛 金

### (掛金等の割合)

第21条 組合員は、毎月掛金として給料の100分の1（円未満は切捨てるものとする。）及び積立金として2,000円を納入しなければならない。

## 第10章 会 計

### **(会計の単位)**

第22条 会計区分は次のとおりとする。

- 1 実施事業等会計
  - (1) スクールコンサート事業会計
- 2 その他会計
  - (1) 現職給付事業会計
  - (2) 退教互給付事業会計
- 3 法人会計

### 第11章 雑 則

第23条 この規則に定めるもののほか、組合の運営に関し必要な事項は別に理事会で定める。

#### **附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

#### **附 則**

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の令和4年4月1日から同年9月30日までの期間における第2条第3項の規定の適用については、同項中「非常勤及び臨時的任用」を「臨時的任用」とする。